

政策整理番号	9	施策番号	1	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)	
対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 環境対策課	関係部課室	
政策名	環境負荷の少ない地域づくりの推進			政策番号	1 - 3 - 2
施策番号	1	施策名	大気環境の保全		
施策概要	安全できれいな大気環境を維持するため、事業者や県民の活動に伴い発生する大気汚染物質の抑制に努め、環境基準の達成を目指します。				
政策評価指標 / 達成度	窒素酸化物排出量(自動車からの)	...			

達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、事業の手段「に対応」)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)							
1	自動車交通公害防止対策事業 【環境対策課】	関係行政機関	自動車交通公害対策推進協議会を開催し、関係行政機関等の連絡調整を図る。	協議会開催数(回)	1	4	1	関係行政機関等が関連情報を共有した。	公用車への低公害車導入数(台)	89	106	...
					68	65	10					
					68.0	16.3	10.0					
2	エコドライブ運動推進事業 【環境対策課】	一般県民	ラジオスポット放送、街頭大型ビジョン放映、地下鉄ポスター掲示により、エコドライブ運動の普及啓発を行った。	ラジオスポット放送回数(その他大型ビジョン H17(1764回) H18(2576回))(回)	440	294	180	一般県民のエコドライブに対する関心を高めた。	低公害車県内保有数(台)	183,395	233,988	254,481 (H18年9月末現在)
					8,758	6,604	5,038					
					19.9	22.5	28.0					
3												
4												
5												
事業費計(千円)					8,826	6,669	5,048					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B 施策評価(総括)

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
概ね適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>各行政機関及び民間団体においてそれぞれ法に基づく指導や、自動車交通公害防止計画に基づく事業の管理、目標達成の取り組みを実施している。 自動車交通公害は全国的に行政及び業界が積極的に取り組んでいる問題である。 事業間に重複や矛盾はない。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・現時点では平成18年度末の政策評価指標の現況値を把握できないため、達成度は「判定不能」であるが、低公害車の普及が進んでおり自動車由来の窒素酸化物排出量は着実に減少していると考えられ「概ね有効」と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・事業費は減少しているが、業績指標は一定水準を維持しているものが多いことから、「概ね効率的」と判断する。</p>

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・自動車交通公害防止対策については全国的に行政及び業界が積極的に取り組んでいる問題である。現況値を把握できないため、達成度は「判定不能」だったが、低公害車の普及が進んでおり、自動車由来の窒素酸化物排出量は着実に減少していると考えられ「概ね適切」と判断する。</p> <p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・平成18年度に「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定し、窒素酸化物については今後、環境基準の達成を目標として引き続き排出量の削減を目指すこととしている。</p>

施策を構成する事業の分析

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
各行政機関での取り組み状況について情報交換を行い、事業間での重複や矛盾はない。	公用車の購入は、低排出ガス認定車、ハイブリッド及び天然ガス自動車を基本としており、低公害車の導入は、県庁全体の方向性となっている。	低公害車の導入は進んでおり、施策の目指す方向に進んでいることから「概ね効率的」と判断する。
各行政機関及び民間団体においてそれぞれ法に基づく指導や、自動車交通公害防止計画に基づく事業の管理、目標達成の取り組みを実施している。 自動車交通公害は全国的に行政及び業界が積極的に取り組んでいる問題である。	・現時点では平成18年度末の現況値を把握できていないが、低公害車の普及が進んでおり自動車由来の窒素酸化物排出量は着実に減少していると考えられ「概ね有効」と判断する。	・事業費は減少しているが、業績指標は一定水準を維持していることから、「概ね効率的」と判断する。

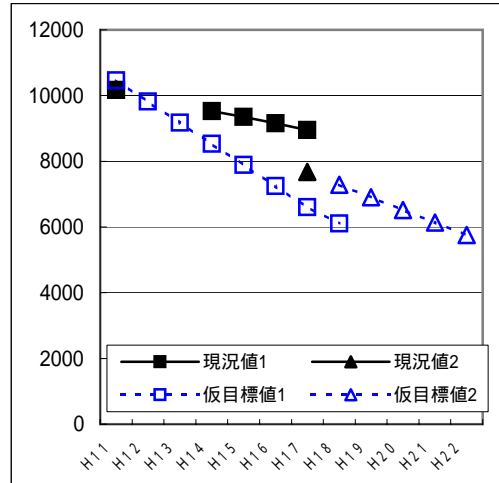
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	・平成18年度に新たに「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定した。計画期間は10年であり、環境目標として二酸化窒素については、環境基準を超えないこととし、間接目標として窒素酸化物排出量を平成17年度の排出量から50%以上の削減を設定している。
維持	環境に優しい運転方法を県民一体となって推進するための普及啓発活動などを実施する。
取組27	環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 9 施策番号 1

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 環境対策課	関係部課室	
政策名	環境負荷の少ない地域づくりの推進			政策番号	1 - 3 - 2
施策番号	1	施策名	大気環境の保全		

政策評価指標		単位						
窒素酸化物排出量(自動車からの)		t						
目標値	H17 6,608t(1999年より35%削減)	H22 5,753t(2005年より毎年5%削減)						
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H6			H14	H15	H16	H17	H18
現況値	13,664			9,525	9,350	9,158	8,956	
仮目標値		9,815	9,174	8,532	7,891	7,250	6,608	6,112
達成度				B	B	B	B	...



達成度:A(目標値を達成している),B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している),...(現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

・自動車から排出される一酸化窒素や二酸化窒素などの窒素酸化物の排出量
 ・平成18年度は新たに「宮城県自動車交通環境負荷低減計画(以下「新計画」という)」を策定した。窒素酸化物排出量については、間接目標として平成17年度の排出量から平成27年度までに50%以上の削減を設定している。グラフの現況値2は新計画策定に伴い再計算したもので曜日設定条件等により、旧計画の現況値より低い値となっている。

政策評価指標の選定理由

・本県では、都市部の幹線道路沿線において、自動車交通量の増大に起因した窒素酸化物等による大気汚染が問題化している。
 ・窒素酸化物は、高濃度では呼吸器への影響等が懸念されるほか、酸性雨や光化学オキシダント等の大気汚染の原因物質にもなっていることから、排出量の削減を図る必要がある。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・現時点では平成18年度末の政策評価指標の現況値を把握できないため、達成度は「判定不能」であるが、低公害車の普及が進んでおり自動車由来の窒素酸化物排出量は着実に減少していると考えられる。また、今後も同様の計画を推進することとしており、窒素酸化物排出量の減少の傾向は継続するものと考えられる。
 ・平成18年度に新たに「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定した。環境目標として二酸化窒素については、環境基準を超えないこととしており、間接目標として窒素酸化物排出量を平成17年度の排出量から平成27年度までに50%以上の削減を設定している。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・窒素酸化物は、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質であること、人の健康に有害な影響を及ぼす物質であること、自動車交通公害対策の主要な対象物質であることから、自動車排ガス由来の窒素酸化物量をもって施策を評価することは適当である。
 ・一方、全ての県民、事業者が使用する自動車の窒素酸化物排出量を県が管理することは不可能であり、県の施策の効果が敏感に反映されにくい、窒素酸化物が一般県民にはなじみがなく、施策の効果を県民が理解する上で分かりにくい、などの短所がある。
 ・短所を補えるようなサブ指標を検討する。

